

# 用語の解説

## 1 人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」については、「平成22年国勢調査の概要」の「5 調査の対象」を参照してください。

## 2 年 齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としています。

## 3 平均年齢

平均年齢は、次のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

## 4 配偶関係

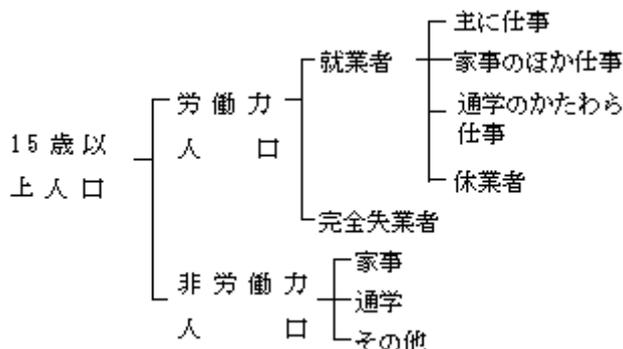
配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

## 5 労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。

<就業の状態>



**労働力人口**—就業者と完全失業者を合わせたもの

**就業者**—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

**主に仕事**—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

**家事のほか仕事**—主に家事などをしていて、そのかわら仕事をした場合

**通学のかたわら仕事**—主に通学していて、そのかわら仕事をした場合

**休業者**—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

**完全失業者**—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

**非労働力人口**—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

**家事**—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学**—主に通学していた場合

**その他**—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

## 6 従業上の地位

従業上の地位は、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

**雇用者**—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

**正規の職員・従業員**—勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

**労働者派遣事業所の派遣社員**—労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

**パート・アルバイト・その他**—①就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

②専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれる人

- 役員－会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- 雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- 雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- 家族従業者－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内職者－家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

## 7 産業

産業は、就業者について、調査週間にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によります。また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

産業大分類は次のとおりです。

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| A 農業、林業         | K 不動産業、物品賃貸業        |
| B 漁業            | L 学術研究、専門・技術サービス業   |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業  | M 宿泊業、飲食サービス業       |
| D 建設業           | N 生活関連サービス業、娯楽業     |
| E 製造業           | O 教育、学習支援業          |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業 | P 医療、福祉             |
| G 情報通信業         | Q 複合サービス事業          |
| H 運輸業、郵便業       | R サービス業（他に分類されないもの） |
| I 卸売業、小売業       | S 公務（他に分類されるものを除く）  |
| J 金融業、保険業       | T 分類不能の産業           |

## 8 職業

職業は、就業者について、調査週間にその人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

職業大分類は次のとおりです。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| A 管理的職業従事者     | G 農林漁業従事者      |
| B 専門的・技術的職業従事者 | H 生産工程従事者      |
| C 事務従事者        | I 輸送・機械運転従事者   |
| D 販売従事者        | J 建設・採掘従事者     |
| E サービス職業従事者    | K 運搬・清掃・包装等従事者 |
| F 保安職業従事者      | L 分類不能の職業      |

## 9 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

## 10 世帯主・世帯人員

### (1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

### (2) 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 11 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	
I 核家族世帯	
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	① 夫婦と夫の親から成る世帯
	② 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	
① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	
① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14) 他に分類されない世帯	

## 12 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世

帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

### 13 母子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (2) 母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」に、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

### 14 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯 65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯 夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

### 15 世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分しました。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としました。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれています。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

#### I 農林漁業就業者世帯－世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

(1) 農林漁業・業主世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

#### II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯－世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

(3) 農林漁業・業主混合世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(4) 農林漁業・雇用者混合世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

(5) 非農林漁業・業主混合世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主

(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

#### III 非農林漁業就業者世帯－世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

(7) 非農林漁業・業主世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯

(8) 非農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯

(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）－世帯の主な就業者が非農林

- 漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯  
 (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）－世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯  
 IV 非就業者世帯－親族に就業者のいない世帯  
 V 分類不能の世帯

## 16 国 籍

国籍は、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人－日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

## 17 居住期間

居住期間は、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分しています。

## 18 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。

## 19 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・ 公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」ではない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 20 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。 また、建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 21 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業生	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

## 22 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の別
小学校・中学校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部 【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・旧中	【新制】高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者 【旧制】高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所 【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学・大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降） 放送学校（全科履修生，修士全科生）

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

なお、高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。また、外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

専修学校・各種学校	学校区分
専門学校専門課程（専門学校）	
新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程（高等専修学校）	
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	
新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

## 23 従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しました。

**通勤・通学者のみの世帯**—世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

**通勤者のみ**—世帯員のすべてが通勤者である世帯

- 通学者のみ－世帯員のすべてが通学者である世帯
- 通勤者と通学者のいる世帯－世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯
- その他の世帯－通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
  - (通勤・通学者以外の世帯員の構成)
  - 高齢者のみ－65歳以上の人のみ
  - 高齢者と幼児のみ－65歳以上の人と6歳未満の人のみ
  - 高齢者と幼児と女性のみ－65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
  - 高齢者と女性のみ－65歳以上の人と6～64歳の女性のみ
  - 幼児のみ－6歳未満の人のみ
  - 幼児と女性のみ－6歳未満の人と6～64歳の女性のみ
  - 女性のみ－6～64歳の女性のみ
  - その他－上記以外

## 24 親子の同居

親との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、親とみなせる者が同一世帯内にいる場合です。

子との同居とは、各世帯員からみて、世帯主との続き柄上、子とみなせる者が同一世帯内にいる場合です。

(参考) スペースの関係で統計表に記載されていない各分類の英訳

### 1. 世帯の家族類型

English presentation of the “Family type of household”

一般世帯	Private households
A 親族のみの世帯	Relatives households
I 核家族世帯	Nuclear families
(1) 夫婦のみの世帯	A married couple only
(2) 夫婦と子供から成る世帯	A married couple with their child(ren)
(3) 男親と子供から成る世帯	Father with his child(ren)
(4) 女親と子供から成る世帯	Mother with her child(ren)
II 核家族以外の世帯	Relative households excluding nuclear families
(5) 夫婦と両親から成る世帯	A couple with their parents
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	A couple with their parent
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	A couple with their child(ren) and parents
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	A couple with their child(ren) and parent
(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯	A couple with relative(s) other than child(ren) and parent(s)
(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	A couple with their child(ren) and relative(s) other than parent(s)
(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	A couple with their parent(s) and relative(s) other than child(ren)
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	A couple with their child(ren), parent(s) and other relative(s)
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	Brothers or sisters only
(14) 他に分類されない世帯	Relatives households excluding nuclear families not elsewhere classified
B 非親族を含む世帯	Households including non-relatives
C 単独世帯	One-person households
(再掲) 3世代世帯	(Recount) Three-generation households
(再掲) 高齢夫婦世帯	(Recount) Aged-couple households
(再掲) 高齢単身世帯	(Recount) Aged-single-person households

## 2. 産業大分類

English presentation of the “Industry (Major Groups)”

A 農業, 林業 うち農業	A. AGRICULTURE AND FORESTRY AGRICULTURE
B 漁業	B. FISHERIES
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	C. MINING AND QUARRYING OF STONE AND GRAVEL
D 建設業	D. CONSTRUCTION
E 製造業	E. MANUFACTURING
F 電気・ガス・熱供給・水道業	F. ELECTRICITY, GAS, HEAT SUPPLY AND WATER
G 情報通信業	G. INFORMATION AND COMMUNICATIONS
H 運輸業, 郵便業	H. TRANSPORT AND POSTAL ACTIVITIES
I 卸売業, 小売業	I. WHOLESALE AND RETAIL TRADE
J 金融業, 保険業	J. FINANCE AND INSURANCE
K 不動産業, 物品賃貸業	K. REAL ESTATE AND GOODS RENTAL AND LEASING
L 学術研究, 専門・技術サービス業	L. SCIENTIFIC RESEARCH, PROFESSIONAL AND TECHNICAL SERVICES
M 宿泊業, 飲食サービス業	M. ACCOMMODATIONS, EATING AND DRINKING SERVICES
N 生活関連サービス業, 娯楽業	N. LIVING-RELATED AND PERSONAL SERVICES AND AMUSEMENT
O 教育, 学習支援業	O. EDUCATION, LEARNING SUPPORT
P 医療, 福祉	P. MEDICAL, HEALTH CARE AND WELFARE
Q 複合サービス事業	Q. COMPOUND SERVICES
R サービス業(他に分類されないもの)	R. SERVICES, N.E.C.
S 公務(他に分類されるものを除く)	S. GOVERNMENT, EXCEPT ELSEWHERE CLASSIFIED
T 分類不能の産業	T. INDUSTRIES UNABLE TO CLASSIFY

## 3. 職業大分類

English presentation of the “Occupation (Major Groups)”

A 管理的職業従事者	A. ADMINISTRATIVE AND MANAGERIAL WORKERS
B 専門的・技術的職業従事者	B. PROFESSIONAL AND ENGINEERING WORKERS
C 事務従事者	C. CLERICAL WORKERS
D 販売従事者	D. SALES WORKERS
E サービス職業従事者	E. SERVICE WORKERS
F 保安職業従事者	F. SECURITY WORKERS
G 農林漁業従事者	G. AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERY WORKERS
H 生産工程従事者	H. MANUFACTURING PROCESS WORKERS
I 輸送・機械運転従事者	I. TRANSPORT AND MACHINE OPERATION WORKERS
J 建設・採掘従事者	J. CONSTRUCTION AND MINING WORKERS
K 運搬・清掃・包装等従事者	K. CARRYING, CLEANING, PACKAGING, AND RELATED WORKERS
L 分類不能の職業	L. WORKERS NOT CLASSIFIABLE BY OCCUPATION

## 4. 世帯の経済構成

English presentation of the “Economic type of household”

I 農林漁業就業者世帯	I Agricultural workers' households
(1) 農林漁業・業主世帯	(1) Agricultural self-employed's households
(2) 農林漁業・雇用者世帯	(2) Agricultural employees' households
II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	II Agricultural and non-agricultural workers' mixed households
(3) 農林漁業・業主混合世帯	(3) Agricultural self-employed's mixed households
(4) 農林漁業・雇用者混合世帯	(4) Agricultural employee's mixed households
(5) 非農林漁業・業主混合世帯	(5) Non-agricultural self-employed's mixed households
(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯	(6) Non-agricultural employees' mixed households
III 非農林漁業就業者世帯	III Non-agricultural workers' households
(7) 非農林漁業・業主世帯	(7) Non-agricultural self-employed's households
(8) 非農林漁業・雇用者世帯	(8) Non-agricultural employees' households
(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が業主)	(9) Non-agricultural self-employed and employees' households (with the main employed person who was a self-employed person)
(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 (世帯の主な就業者が雇用者)	(10) Non-agricultural self-employed and employees' households (with the main employed person who was an employee)
IV 非就業者世帯	IV Households without worker
V 分類不能の世帯	V Households whose economic type is no classifiable